（統一様式１）

群馬県内相互乗り入れ予防接種業務委託契約書

　　　　市町村長（以下「甲」という。）と公益社団法人群馬県医師会長（以下「乙」という。）とにおいて、甲が予防接種法第５条及び第６条の規定に基づいて実施する予防接種及び別に定める予防接種の対象者が、　　　　市町村外においても円滑に接種を受けることができる体制（以下「県内相互乗り入れ予防接種」という。）の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

　但し、現行の各地域で行われている甲と郡市医師会及び医療機関との委託契約はこれを優先する。

（総則）

第１条　この契約において乙は、公益社団法人群馬県医師会の会員等で県下全市町村長が実施する予防接種に協力する旨を承諾し、かつ本契約についての権限を乙に委任した者（以下「接種協力医師」という。）の代理人として締結するものとする。

第２条　甲は、予防接種の機会の拡大を図り、もって感染症の流行を未然に防止し、地域住民の健康の増進に寄与するため、乙の協力の下に甲の実施する予防接種の対象者のうち第２項に規定する者が希望する場合において、県内相互乗り入れ予防接種を実施するものとする。

２　県内相互乗り入れ予防接種の対象者は次の各号のとおりとする。

（１）かかりつけ医が当該住所地市町村外にいる者

（２）その他、甲が必要と認めた者

（委託業務）

第３条　甲は、県内相互乗り入れ予防接種に関し、医師が行うべき業務の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務の実施）

第４条　乙は、委託業務が円滑に遂行されるよう医学的見地から甲に協力するものとする。

２　甲が前条の規定に基づき乙に委託する予防接種の種類は次のとおりとする。

（１）Ａ類疾病に係る予防接種

　五種混合（DPT-IPV-Hib）　四種混合（DPT-IPV）　三種混合（DPT）

　二種混合（DT）　麻しん風しん混合　麻しん　　風しん　　日本脳炎

　ＢＣＧ　　ポリオ（IPV）　ヒトパピローマウイルス感染症　　ヒブ

　小児用肺炎球菌　　水痘　　Ｂ型肝炎　　ロタウイルス感染症

（２）Ｂ類疾病に係る予防接種　　インフルエンザ　　高齢者用肺炎球菌

３　乙は、前条の業務を接種協力医師に実施させるものとし、業務の円滑な実施のため、接種協力医師の指導監督に努めなければならない。

４　予防接種の実施場所は、接種協力医師が所属する医療機関（以下、「協力医療機関」という。）等とする。

５　前項のほか、接種協力医師は、委託業務の実施について甲の指示に従わなければならない。

（委託期間）

第５条　委託業務の期間は、令和６年４月１日から令和７年３月３１日までとする。

但し、インフルエンザの予防接種の実施期間は、別表１に定めるとおりとする。

（委託料等）

第６条　甲は、協力医療機関に、第２条に定める業務に要する委託料（消費税１０％を含む）として、別表１のとおり原則として甲が当該市町村区域内での個別予防接種契約で定める単価と同額を支払うものとする。

（委託料等の支払い）

第７条　乙は、接種協力医師が実施した業務に関わる委託料の甲への請求を協力医療機関に行わせるものとする。

２　協力医療機関は委託業務の実施報告書兼請求書に予診票を添付して甲に提出するものとする。

３　甲は、協力医療機関から正当な請求書を受理した日から起算して３０日以内に委託料を支払わなければならない。

（関係法令等の遵守）

第８条　甲、乙及び接種協力医師は業務を実施するにあたっては予防接種法、その他関係法令等を遵守するものとする。

（賠償責任）

第９条　接種協力医師が委託業務実施中に生じた事故については、甲がその処理に当たるものとする。

２　甲は、接種に関して被接種者に損失が生じたときには、甲と接種協力医師で協議のうえ健康被害に対する救済措置を講じ、かつ、その損失を賠償するものとする。

　この場合に接種協力医師に故意又は重過失がない限り、甲は接種協力医師に対して求償することはできない。

３　接種協力医師が被接種者から損害賠償請求を提訴された場合には、甲は訴訟参加などにより接種協力医師に全面的に協力するものとし、接種協力医師が責任を負担しなければならない場合には、接種協力医師に故意又は重過失のない限り、甲においてその損失を直ちに補填するものとする。

４　接種協力医師が、その事故に関連して医業上の不利益その他損失を被った場合、又はその恐れがある場合には、甲はその損失を補償し又は防止するため適切な処置を講じる。

但し、その事故が接種協力医師の故意又は重過失によって生じた場合は、この限りではない。

（契約の解除等）

第10条　甲は、乙がこの契約に違反したときは、契約を解除し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

２　前項の規定による契約の解除によって生じた損害については、甲はその責めを負わないものとする。

（疑義の決定）

第11条　この契約に約定しない事項について約定する必要が生じたとき、又はこの契約に約定する事項について疑義のあるときは、その都度、甲、乙と協議して定めるものとする。

（個人情報の保護に係る乙の責務）

第12条　乙は、この契約の履行に当たって、個人情報を取り扱う場合は、この契約書の各事項を遵守し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

（秘密保持）

第13条　乙は、委託業務に関して知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

この契約が成立したことを証するため、この契約書２通を作成し、各自それぞれ１通を所持する。

令和６年４月１日

甲　　　　　市町村

市町村長　　　　　　　　　　　　印

乙　前橋市千代田町１－７－４

公益社団法人群馬県医師会　会長　須藤　英仁　印